

令和3年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

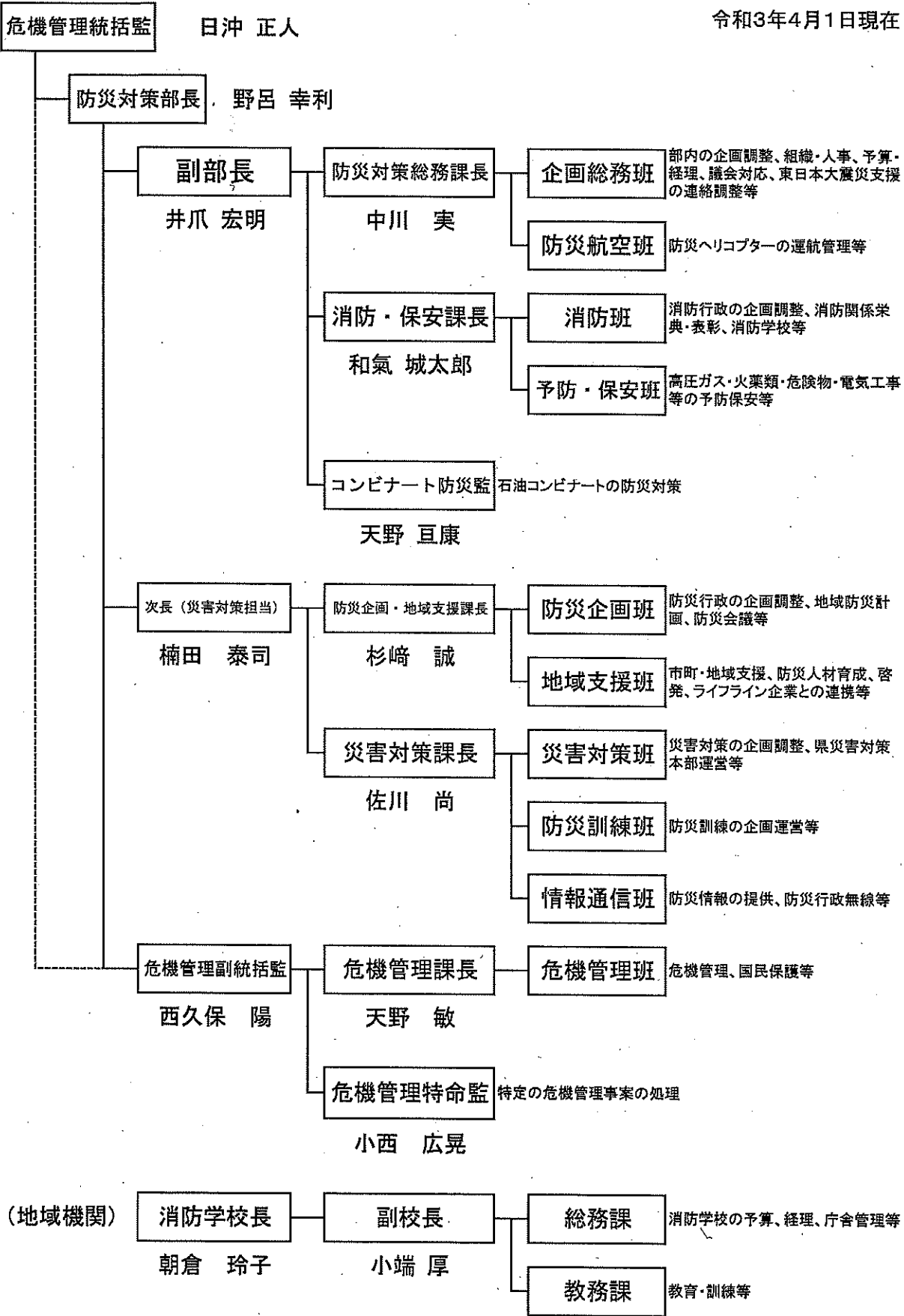
1	防災対策部の組織機構について	1
2	令和3年度防災対策部予算について	2
3	東日本大震災への支援について	3
4	消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる 消防防災活動について	4
5	三重県の防災・減災対策について	10
6	地域防災力の強化について	12
7	災害対策活動体制の充実・強化について	16
8	迅速な対応に向けた防災情報の共有化について	20
9	危機管理の推進について	25
10	国民保護の推進について	27

【別冊】

- 別冊1：事務事業概要
- 別冊2：令和3年度当初予算主要事業

令和3年5月26日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	77 (15)
地域機関	14 (7)
合計	91 (22)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 令和3年度防災対策部予算について

○施策毎の予算状況

(単位：千円、%)

施策・基本事業名 (主な構成事業名)	令和2年度 当初予算額 (A)	令和3年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
1 1 1 災害から地域を守る自助・共助の推進	222,891	231,516	8,625	3.9
11101 多様な主体が連携した防災活動の促進 ・「みえ防災・減災センター」事業 ・地域減災対策推進事業	130,995	139,955	8,960	6.8
11102 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供 ・防災情報プラットフォーム事業 ・避難行動促進事業 ・コロナ禍における避難時の電源確保普及啓発事業費	91,896	91,561	△ 335	△ 0.4
1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり	6,226,265	1,913,733	△ 4,312,532	△ 69.3
11201 防災・減災対策の計画的な推進 ・DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業 ・職員防災人材育成事業	41,453	19,419	△ 22,034	△ 53.2
11202 災害対策活動体制の充実・強化 ・防災訓練費 ・災害対応力強化事業 ・広域防災拠点維持管理費 ・防災行政無線整備事業	5,985,581	1,683,385	△ 4,302,196	△ 71.9
11205 消防・保安対策の充実・強化 ・消防行政指導事業 ・高圧ガス指導事業	199,231	210,929	11,698	5.9
1 2 1 地域医療提供体制の確保	13,235	13,195	△ 40	△ 0.3
12103 救急医療等の確保 ・救急救命活動向上事業	13,235	13,195	△ 40	△ 0.3
行政運営2 行財政改革の推進による 県行政の自立運営	1,011	1,004	△ 7	△ 0.7
40201 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進 ・危機管理推進事業	1,011	1,004	△ 7	△ 0.7
人件費	573,173	574,495	1,322	0.2
その他	126	126	0	0.0
防災対策部 計	7,036,701	2,734,069	△ 4,302,632	△ 61.1

3 東日本大震災への支援について

県では東日本大震災の支援を行うため「東日本大震災支援本部」を設置し、部局横断的に様々な支援を行ってきました。震災から10年が経過し、被災地の復興の状況が多様化していることをうけ、被災地の現状に応じた支援を継続していくため、推進体制を令和3年度から「東日本大震災交流・連携連絡会議」へ移行し、必要な支援や交流・連携を進めていきます。

(1) これまでの取組

東日本大震災発災直後から、人的派遣や物的支援などを行うため、「三重県東日本大震災支援本部」を設置し、支援物資の輸送や応急対応、復旧・復興活動支援のため職員派遣、被災者受入支援等を行ってきました。

震災直後の応急復旧の段階から復旧・復興に移行したのちは、特産物の販売支援、観光支援など交流事業の取組も進めています。

(2) 被災地の新たな課題

震災から10年が経過し、まちの復興は着実に進捗しており、全国の避難者数も当初の47万人から4.2万人に減少してきた一方で、震災の記憶・教訓が風化しつつあり、次世代にどのように伝承していくかが課題となっています。

また、被災地への関心の低下が懸念されることに加え、依然として被災地で産出される産品への風評被害も根強く残り、その払しょくも課題となっています。

(3) 今後の方針

被災地の現状を正しく知り、県民の皆さんに正しく伝えられるよう、様々な事業や機会をとらえて情報発信を行います。また、中高生などによる現地の方との交流を通じた震災の記憶・教訓の学習や、被災地産品のPRなど交流・連携事業による風評被害の払しょくの取組、空の移動革命実現に向けた福島県との連携など、被災地や被災者の皆さんに寄り添い、ともに成長し合う交流・連携に取り組みます。

併せて、これまで行ってきた県内への避難者に対する支援をはじめとした必要な支援を継続して行います。

こうした取組を通じ、県としても南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に備え、震災の教訓を風化させることなく、その教訓をいかしてさらなる防災・減災対策の推進につなげます。

4 消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる消防防災活動について

地域住民の安心・安全を守るため、「消防組織法」等に基づき県内の消防力の充実・強化の推進に努めるとともに、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動等を担っています。また、「高圧ガス保安法」等産業保安関連法に基づく事故防止や保安の確保、「石油コンビナート等災害防止法」等に基づくコンビナート地域の防災体制の確保等総合的な対策を推進しています。

なお、コロナ禍においても、救急隊や消防団員が十分に活動できるよう、消防庁や三重県消防協会と連携し、感染防止資器材の配備などに取り組んでいます。

1 消防の広域化及び連携・協力

平成 30 年 4 月 1 日、消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「消防連携・協力に関する基本指針」が改正され、併せて都道府県の「消防広域化推進計画」の再策定が求められました。

このため、県では、消防の「広域化」と広域化につなげる「連携・協力」にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、地域ごとの状況をふまえた今後の取組について各消防本部と議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、消防の広域化及び連携・協力を推進しています。

(1) 推進計画に基づく消防の広域化及び連携・協力の推進

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、中長期的な広域化を展望しつつ、国が定める推進期限である令和 6 年 4 月 1 日までの県内各地域における取組などを定めており、この推進計画に基づき、消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組んでいます。

① 消防の連携・協力の推進

現在、「津市・鈴鹿市・亀山市地域」及び「伊賀市・名張市地域」において、通信指令業務の共同運用などに関する検討が進められており、県も検討の場へオブザーバーとして参加するなど積極的な支援を行うとともに、他の地域においても連携・協力の取組が促進されるよう、適切な情報提供や必要な調整に努めています。

なお、これまで「鈴鹿市・亀山市地域」における連携・協力として進められていたはしご自動車の共同整備は令和 3 年 1 月に完了し、2 月から運用が開始されています。

② 消防の広域化の推進

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化による消防力の維持・強化が有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして、中長期的な広域化を展望しながら、取組を進めています。

(2) 令和3年度の取組

既に連携・協力の取組が進められている地域における勉強会や検討会に引き続き参画するとともに、関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する仲介や連絡調整等の支援を行います。

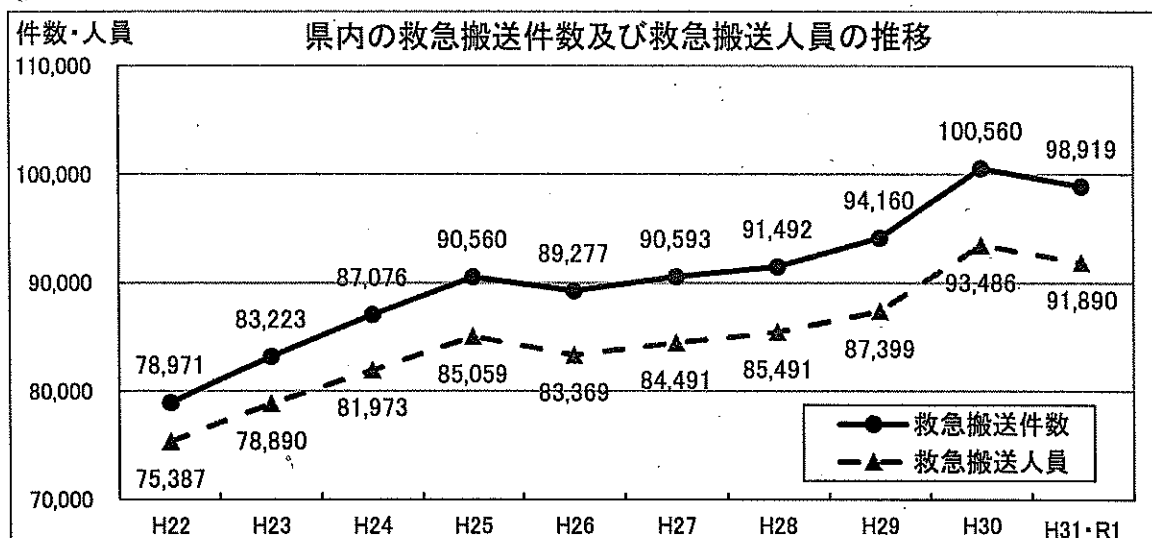
2 円滑な救急搬送と救急救命士の養成

(1) 概要

平成31・令和元年の三重県内における救急出動件数は98,919件(対前年比1.6%減)、搬送人員は91,890人(対前年比1.7%減)で、過去最多であった平成30年から若干減少していますが、依然として増加傾向にあります。

また、救急搬送人員の半数以上(平成31・令和元年:54.0%(全国:48.0%))が軽症者であることから、各消防本部において救急車の適正利用の啓発を行うとともに、各地域において医療機関と連携し、救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行っています。

一方、近年増加している応急処置が必要な急病者や急変のリスクの高い高齢者の搬送に対応するため、県内消防本部の救急救命士の養成や資質の向上に向けた取組も進めています。



※全国(平成31・令和元年)救急出動件数対前年比0.5%増、搬送人員対前年比0.3%増

(2) 令和3年度の取組

救急搬送を担う救急救命士の資質向上を図るため、三重県消防学校と連携した養成講習等を実施するとともに、意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置など具体的なテーマに則したセミナーを実施します。

また、救急救命士養成機関(一般財団法人救急振興財団等)への県内消防職員の派遣について、調整及び支援を行います。

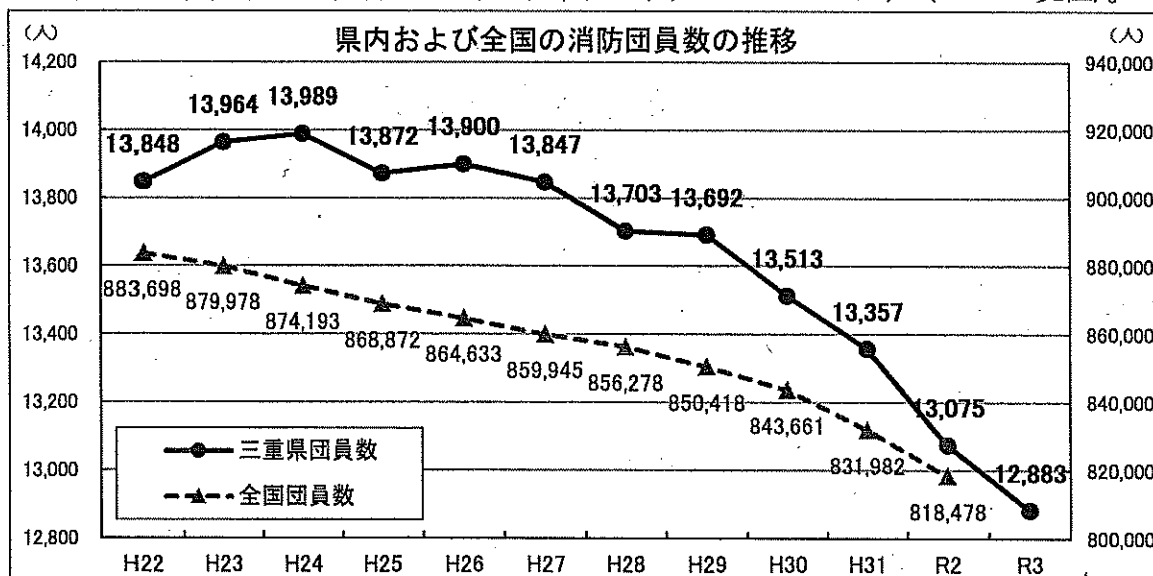
3 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の現状

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として大きな役割を担っていますが、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇などが課題となっており、本県においても、消防団員数は昨年度から 192 名減少し、12,883 名（R3.4.1 現在、速報値）となっています。

本県の平成 22 年から令和 2 年の 10 年間の消防団員数の推移を見た場合、全国の減少率（▲ 7.4%）よりは低いものの、▲ 5.6%（773 名）減少しています。

また、県内消防団員の平均年齢は 42.8 歳（全国平均 41.9 歳）、女性消防団員は 484 名で全団員に占める割合は 3.7%（全国 3.3%）となっています（R2.4.1 現在）。



(2) 令和 3 年度の取組

引き続き、令和 2 年度から実施している消防団充実強化促進事業の実施や三重県消防協会との連携を通じて、消防団の活動環境の整備や団員の入団促進に取り組み、消防団の活性化及び団員確保に努めます。

①活動環境の整備の取組

市町における学生やOB団員などを対象とした機能別団員制度の導入や女性消防団員の活動環境の整備、地域特性や各消防団の実情に応じた消防団の活性化にかかる取組を支援します。

また、消防団員及びその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店（R3.4.1 現在 1,373 店舗）」制度の充実や円滑な運営に取り組みます。

②入団促進の取組

消防団への理解促進等を目的に、三重県消防協会と連携し、広報媒体等を活用した啓発や情報発信を行うとともに、若年層等の入団促進を図るため、大学等への啓発資料の配布や市町への「学生消防団活動認証制度」の活用を働きかけます。

4 高圧ガス事業所等の予防・保安対策

高圧ガス、LPガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を行うとともに、危険物取扱者等への講習を実施することにより、事故防止、予防・保安の確保を推進しています。

(1) 立入検査等の実施

①高圧ガス・LPガスにかかる規制

高圧ガス保安法に基づき、保安の確保のため、高圧ガス事業所に対し完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、LPガス販売事業等に対して、保安の確保のため立入検査等を実施しています。

②火薬類にかかる規制

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬類の保安の確保のため、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

③電気工事業

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事の欠陥等による事故の発生や拡大の防止のため、電気工事業の登録及び事業者の事務所等への立入検査等を実施しています。

④危険物取扱者及び消防設備士

消防法に基づき、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止のため、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

(2) コンプライアンス確保に向けた研修の実施

高圧ガス製造事業者等に対し、事故防止及びコンプライアンスの徹底等を図るための研修会を開催しています。

【参考】令和2年度の取組

○コンプライアンス・保安推進研修会

事業所におけるコンプライアンスや災害防止、施設管理の留意点等の他、高圧ガス等関係法令の改正状況や許認可手続き等について周知

※令和3年3月12日(津市)、16日(四日市市)において開催予定のところ、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止。県ホームページに研修資料を掲載し、事業者へ周知。

(3) 令和3年度の取組

高圧ガス等を取り扱う事業者に対する立入検査等を実施するとともに、コンプライアンスの徹底など事業者の自主保安を推進する研修会の開催などにより、予防・保安の取組を進めます。

5 石油コンビナートの防災対策

高圧ガス保安法など産業保安にかかる各種規制に加え、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート区域においては、災害の発生及び拡大を防止するため、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災体制の確保等総合的な対策を推進しています。

(1) 概要

令和2年度末において石油コンビナート地域は全国で33都道府県、80区域(特別防災区域)が指定されています。

県内では、中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止に伴う尾鷲地区の特別防災区域の指定解除(令和2年9月)により、四日市臨海地区の1区域となり、同地区で規制の対象となる事業所は34事業所となっています。

また、尾鷲地区の特別防災区域の指定解除等に伴い、令和3年3月に三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを行いました。

なお、令和2年度の県内石油コンビナート地域における火災等の事故発生状況は、13件(四日市臨海地区)となっています。

(2) 令和3年度の取組

近年の事故の原因は、設備の高経年化の進行等による腐食などの設備の維持管理上の問題が多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理徹底を指導するとともに、ソフト面の支援策として、保安担当者の意識向上を図るため研修会などを開催します。

また、石油コンビナートにおける事業所設備や防災資材の備蓄状況等の変更などに伴う、三重県石油コンビナート防災計画の所要の見直しを行います。

6 防災ヘリコプターによる消防防災活動について

(1) 概要

平成5年4月に発足した防災航空隊は、消防組織法により県が設置し市町・消防本部の協力を得て、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災防衛活動等を担っています。

平成29年9月1日から新防災ヘリコプター「みえ」の供用を開始し、機外カメラにより撮影した動画等を電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災ヘリコプターの運航状況を随時把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる「動態管理システム」などを装備したことにより、本県の消防防災体制を強化しました。

(2) 運航管理体制

ア 基地：津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町2-2）

イ 人員体制：防災航空班10名（うち9名は、市町消防職員）

交代勤務により365日駐在

※ 操縦、点検整備、運航管理等は委託（中日本航空（株））

ウ 運行時間：8時30分から17時15分（日没時刻が17時15分以前の期間は日没）

※ 緊急運航は日の出から日没まで

(3) 航空隊の主な職務

ア 陸路搬送の困難な山村・離島からの救急患者の搬送等

イ 山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助

ウ 地震、台風、豪雨及びガス爆発等の災害の情報収集

エ 林野火災等における空中からの消火活動

オ 災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加

(4) 航空隊の緊急運航実績

年度 区分	令和2年度			令和元年度			平成30年度			平成29年度		
	出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数	
		うち県外			うち県外			うち県外			うち県外	
救急	29	10	11	28	5	12	31	4	7	47	8	2
山岳	35			30			31			44		
水難	3	12	13	5	6	19	5	5	8	5	8	3
その他	0			1			2			2		
消火	1	0	3	2	0	1	0	0	0	6	0	0
災害対策	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0
小計	68	22	27	68	11	32	71	9	15	104	16	5

(5) 令和3年度の取組

引き続き、救助要請を行う消防本部等と緊密に連携し、情報収集等を行い、安全運航のもと、様々な緊急運航要請に的確、迅速に対応してまいります。

また、総務省消防庁の定める「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」において、消防防災ヘリコプターの運航には機長及び副操縦士の2名の操縦士を乗り組ませること（二人操縦士体制）を求める規定が令和4年4月1日より施行されることから、本県においても、二人操縦士体制に円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。

5 三重県の防災・減災対策について

三重県では、「三重県防災対策推進条例」や条例に基づく事業計画として策定した「三重県防災・減災対策行動計画」をはじめ、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」等により、防災・減災対策を推進しています。また、条例に規定した職員の人材育成を図るため、「三重県職員防災人材育成指針」による取組を進めています。

1 三重県防災対策推進条例（平成21年3月施行・令和2年3月改正）

(1) 目的

地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、防災対策は特別な活動ではなく日々の生活と一体のものであるとする「防災の日常化」の考え方にに基づき、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、防災対策を推進することを目的としています。

(2) 条例の概要

計画的な防災対策を実施するための事業計画を策定することをはじめ、災害予防対策（防災人材の育成、BCPの整備、地区防災計画の普及等）や、災害応急対策（災害発生時における避難行動、情報連絡体制、避難所の確保等）などにおける各主体の責務や役割を規定しています。

2 三重県防災・減災対策行動計画（平成30年3月策定）

(1) 目的

総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示し、「自助」「共助」「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めることを目的としています。

(2) 対策の構成（施策体系）

「三重県地域防災計画」と構成をあわせる形で、講じるべき対策を時間軸の観点で大きく3つの柱に区分し、「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」において推進すべき対策をまとめています。

(3) 計画期間

5年間（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）

(4) 重点的取組

行動計画では、これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる7つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めています。

（重点的取組）

- 1 県民の防災活動をさらに促進する。
- 2 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める。
- 3 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める。
- 4 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める。
- 5 県・市町の災害対策活動をさらに強化する。
- 6 様々な主体による防災力をさらに向上する。
- 7 災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める。

(5) 進行管理

「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、各部局が目標を定めて実施する行動項目について進行管理を行い、毎年度実績レポートを取りまとめて公表(6月)します。

3 三重県職員防災人材育成指針 (令和2年3月策定)

(1) 概要

災害発生時等に職員が防災対策において責務を最大限に果たすため、三重県防災対策推進条例に基づき、中長期的な人材育成を図ることを目的として策定しました。

目指すべき職員像や行動原則などを明確化するとともに、「三重県職員防災人材育成計画」を毎年度策定し、計画的な人材育成を実施することとしています。

職員像

県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる職員

行動原則

- 行動原則1 被災地から学び備える
- 行動原則2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
- 行動原則3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
- 行動原則4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する
- 行動原則5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一步先を見据える

(2) 令和3年度の取組

本育成指針に基づき策定した「令和3年度三重県職員防災人材育成計画」により、職員がその役割・階層に応じた必要な能力を身につけるため、年間を通じて計画的な人材育成に取り組んでいきます。

具体的には、災害対策本部の配備要員を対象とした研修・訓練や、人事課と連携して職制別に実施する防災研修、所属ごとに実施する意識向上研修や、大雨などの警戒体制において各部局職員を災害対策本部で受け入れて行うOJTなどを行うとともに、職員意識調査によりその効果を把握し、翌年度以降の取組につなげていきます。

また、各所属や地方部で行う研修については内容の充実を図るため、令和2年度に作成した防災に関する標準教材の活用を進めるとともに、令和3年度は実際の災害対応を経験した職員の体験談を生かした教材(災害エスノグラフィ)の作成を行います。

6 地域防災力の強化について

南海トラフ地震等の大規模災害や激甚化する風水害に備えるため、「自助」「共助」「公助」の取組を促進するとともに、防災対策を特別な活動ではなく日々の生活と一体のものとする、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図ることで、地域防災力を強化していくことが不可欠です。

本県では、三重大学と共同で設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」による各種事業をはじめ、地域減災力強化推進補助金による市町の取組支援、防災技術指導員による地域支援、「みえの防災大賞」による顕彰などにより、地域防災力の強化に取り組んでいます。

1 みえ防災・減災センターの取組

みえ防災・減災センターでは、防災に関する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、防災・減災にかかるハブ機能、シンクタンク機能を活用した市町・地域の支援に取り組んでいます。

(1) 人材育成・活用事業

地域防災力の向上を牽引する人材となる「みえ防災コーディネーター」などの人材育成と育成した人材を登録して地域との橋渡しを行う「みえ防災人材バンク」制度を運用しています。

【主な事業】

- ・みえ防災コーディネーター育成講座、みえ防災塾
- ・市町等行政職員を対象とした防災研修
- ・自主防災組織リーダー研修 など

(2) 地域・企業支援事業

地域や企業等の防災・減災対策推進に関する相談窓口をセンター内に設置するとともに、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を実施しています。

【主な事業】

- ・「Myまっぷラン+ (プラス)」等を活用した地区防災計画策定支援
- ・防災人材バンク登録者等を活用した地域の防災活動の支援
- ・相談窓口の運用
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営
(企業BCP策定支援、地域別企業防災研修等)
- ・地域防災研究会の開催 など

(3) 情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上に活用できる啓発コンテンツを整備するとともに、防災啓発事業を実施しています。

【主な事業】

- ・みえ防災・減災アーカイブ (<http://midori.midimic.jp/>) の運用・拡充
- ・地域に設置されている地震・津波碑や被災写真等のデータの収集
(令和3年度は、紀伊半島大水害に関する情報を重点的に収集)
- ・紀伊半島大水害10年シンポジウムの開催 (9月)
- ・みえ地震・津波対策の日シンポジウムの開催 (12月) など

(4) 調査・研究事業

行政と大学が連携するセンターの機能を活用し、防災・減災に関する実践的なテーマを選定のうえ、行政職員と大学教員が一体となって調査・研究を実施しています。

【令和3年度調査研究テーマ】

(南海トラフ地震に関する調査研究)

- ・津波等の影響による既存建物の性能評価に関する研究（令和2年度からの継続）

(風水害に関する調査研究)

- ・西日本豪雨、令和元年台風19号における河川水害（バックウォーター現象など）を踏まえ、避難判断基準を設けるための情報収集や被害防止等に関する研究（令和2年度からの継続）

(防災・減災一般に関する調査研究)

- ・災害時における避難行動要支援者（特に在留外国人）と地域防災に関する課題・対応策の検討（令和3年度 新規）

2 「新しい生活様式」に対応した避難所アセスメント事業

コロナ禍においても、災害時に地域住民の方々が躊躇することなく安心して避難所に避難できるよう、令和2年度は「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂するとともに、「地域減災力強化推進補助金」の補助メニューの拡大により、市町の避難所における感染症防止対策を支援してきました。

令和3年度は、収容スペースや運営方法、使用する資機材など、感染症対策が適切に行われているか等の評価を行う「避難所アセスメント」を実施します。

まず、29市町を対象に書面でアセスメントを実施し、6月の出水期までにその結果を市町にフィードバックします。次に、市町の希望等をもとに特定の避難所を選定し現地でアセスメントを実施し、その結果について横展開を図り「新しい生活様式」に対応した避難スタイルの確立・定着を図ります。

3 社会福祉施設における実効性のある避難対策の推進

令和2年7月豪雨では、熊本県において「避難確保計画」の策定や避難訓練を実施していた高齢者福祉施設が浸水被害を受け、入所者が犠牲となる事案が発生しました。

この事案を受け、要配慮者利用施設における避難対策を実効性のあるものとし、県内施設において同様の被害が発生することを防止するため、令和3年度は新たに、災害危険度の高い地域等に立地する要配慮者利用施設を対象として、避難確保計画の有効性について調査・検証を行う「風水害避難対策強化事業」を実施します。

本事業では、要配慮者の属性や地域性等をもとにモデルとなる社会福祉施設を選定して実効性の高い避難確保計画のモデルケースを構築し、県内の施設への横展開を行うことで、避難対策の取組の底上げを行います。

4 紀伊半島大水害10年プロジェクト

いつ何時起こるか分からない大災害に備え、県民の命を守るためには、過去の災害の記憶を風化させることなくその教訓を伝承し、行政や住民、関係機関などを含めた地域全体の災害対応力の向上を図ることが不可欠です。

令和3年は甚大な被害をもたらした紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、被災された住民の皆さんや、当時、災害対応に当たった市町、防災関係機関等に加え、本県と同じく被害を受けた奈良県、和歌山県にも参加いただき、紀伊半島地域におけるこの10年間の復興や防災・減災対策の取組について検証を行い、成果や課題を共有することで、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上に取り組む「紀伊半島大水害10年プロジェクト」を実施します。

本プロジェクトを通じて得られた知見や気づきについては、今後の風水害対策等に反映し、県全体の防災力の強化につなげていきます。

(1) 紀伊半島大水害10年ワークショップ

紀伊半島大水害から得た教訓やその後の取組成果、課題等を洗い出すことで、課題解決に向けた連携につなげることを目的として、県、市町の防災担当者や地域住民が参加するワークショップを実施します。

開催日：令和3年6月27日（日）（予定）

開催場所：御浜町内

(2) 紀伊半島大水害10年シンポジウム

ワークショップで示された紀伊半島大水害の教訓やその後の取組成果、課題を県民の皆さんと共有して今後の風水害対策につなげるため、地域の防災リーダーや住民等に参加いただくシンポジウムを開催し、防災意識の醸成を図ります。

開催日：令和3年9月11日（土）（予定）

開催場所：紀宝町内

(3) 三重県総合図上訓練、紀伊半島大水害10年防災訓練

ワークショップで明らかになった課題をふまえ、災害発生時に的確に対応できるよう、次のとおり訓練を実施します。

① 令和3年度三重県総合図上訓練

災害対策本部における組織と個人の災害対応力向上を図るとともに、市町・防災関係機関との連携強化を目的として、大規模風水害を想定した図上訓練を実施します。

開催日：令和3年9月1日（水）（予定）

開催場所：県庁行政棟および講堂等

② 紀伊半島大水害10年防災訓練

紀伊半島大水害など、被災地のみでは対応することができない大規模風水害を対象として、防災関係機関との連携強化や地域・住民の災害対応力向上を図ることを目的として、熊野市、御浜町、紀宝町と合同で防災訓練を実施します。

開催日：令和3年11月14日（日）（予定）

開催場所：熊野市（メイン会場）、御浜町、紀宝町（サブ会場）

5 地域減災力強化推進補助金による市町の取組支援

市町が取り組む、住民を風水害から守る「共助」の推進や南海トラフ地震対策等の充実・強化を支援します。

【補助区分】

○風水害対策の緊急促進

頻発する風水害に対し、住民の適切な避難行動につなげ、命を守る取組を緊急的に支援

○南海トラフ地震対策等の充実・強化

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震対策等の充実・強化のため、住民の耐震対策や避難、受援、復興に関する取組を支援

○避難所における感染対策の強化

新型コロナウイルス感染防止のため、補助金の対象項目として令和2年度に追加したマスク・消毒液等の消耗品の購入に加え、令和3年度は新たに換気や空調用設備の整備を追加することで、避難所での感染対策の取組を支援

6 防災意識の醸成

防災啓発専門員による防災啓発車（地震体験車3台）を活用した地震の模擬体験を通じた啓発活動や、防災技術指導員による地域の防災活動の支援、「みえの防災大賞」による自主防災組織の顕彰などにより、防災意識の醸成のための取組を進めています。

7 災害対策活動体制の充実・強化について

大規模地震や風水害等に備えて、県や市町等において、防災訓練の実施や三重県版タイムラインの運用、受援体制の整備のほか、市町の各種マニュアル作成に対する支援等により、公助の基盤となる県・市町等における活動体制の充実・強化に努めています。

1 防災訓練による災害対応力の向上

過去の災害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することで、県民の防災活動に関する意識醸成を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応ができる体制整備に取り組んでいます。

防災訓練の実施にあたっては、南海トラフ地震や大規模な風水害で県内全域に大きな被害が発生することも想定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練および県災害対策本部や県地方災害対策部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の向上を図ります。

今年度は実動訓練、図上訓練ともに、実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を十分行うとともに、内容についてもコロナ禍における災害対応を想定した訓練とします。

(1) 実動訓練

防災関係機関との連携強化や地域・住民の災害対応力向上を図ることを目的として実動訓練を実施します。今年度の三重県総合防災訓練は紀伊半島大水害10年プロジェクトとして、大規模風水害における東紀州地域の災害特性を踏まえた訓練を実施します。

開催日：令和3年11月14日（日）（予定）

開催場所：熊野市（メイン会場）、御浜町、紀宝町（サブ会場）

参加団体：救助機関、ライフライン機関、医療機関、協定締結団体、
行政機関（熊野市、御浜町、紀宝町、奈良県、和歌山県）、地域住民等

(2) 図上訓練

災害対策本部における組織と個人の災害対応力向上を図るとともに、市町・防災関係機関との連携強化を目的として総合図上訓練（9月1日（水）実施予定）および統括部図上訓練（1月28日（金）実施予定）を実施します。

総合図上訓練についても、紀伊半島大水害10年プロジェクトとして、東紀州地域を中心とする大規模風水害を想定した訓練とし、方式は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、講堂だけでなく行政棟各フロアも活用した分散型災害対策本部として訓練を実施します。

統括部図上訓練については、南海トラフ地震を想定した訓練を予定しています。

各地方災害対策部においても、各地域での災害特性に応じて、対応力向上のために図上訓練等を実施します。

(3) 他府県等と連携した訓練

災害応援協定等に基づき、他府県等との連携強化のための訓練を実施します。

- ・ 第6回緊急消防援助隊全国合同訓練
- ・ 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
- ・ 中部緊急災害現地対策本部訓練
- ・ 中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域防災訓練
- ・ 中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練
- ・ 自衛隊防災訓練（南海レスキュー03）
- ・ 関西広域応援訓練（図上訓練）

2 大規模災害時における受援対策

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際、被災者支援を効果的に行うためには、国や他県等からの応援活動を受けて、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要となることから、本県では、平成30年3月に「三重県広域受援計画」を策定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練や図上訓練等を通じて、同計画の実効性を高めるための取組を行うとともに、平成31年3月に作成した「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、県内市町における受援体制づくりをより一層進めていただくよう、市町に計画策定の働きかけを行っています。

市町向けの研修会を開催するなどして、令和2年度までに17市町において受援計画が策定されたところであり、令和3年度は、市町との意見交換などを通じて、計画策定支援を行っていきます。

3 市町と連携したタイムラインの運用

県では、発災前から予測できる風水害に対する事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」時系列で整理することにより、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じることを目的として、平成30年4月から、台風の接近等が予想される場合に、「三重県版タイムライン」を本格運用しています。

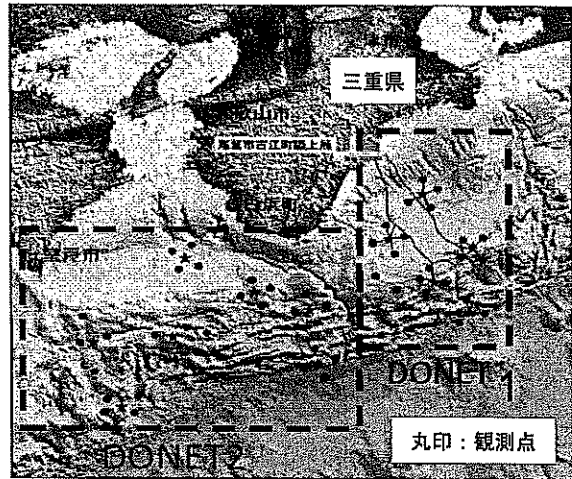
また、県と市町とが連携した一体的な災害対応を実現するため、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、県内市町にタイムライン策定の働きかけを行い、令和2年度末までに全市町においてタイムラインが策定されました。令和3年度は、台風の接近等が予想される場合に、市町と連携して一体的な災害対応を進めるとともに、出水期終了後には市町と検証を行い、タイムラインの実効性を高めていきます。

4 DONETを活用した津波予測・伝達システムの運用

DONET (Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis) は、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する「地震・津波観測監視システム」のことで、南海トラフ地震の震源域周辺に強震計や水圧計からなる観測装置を設置し、地震や津波の発生を常時監視しています。

県では、このDONETの観測情報を活用し、津波の発生を緊急速報メールで地域住民に伝えるとともに、津波の到達時間や高さ、浸水区域等を即時に予測してモニター等に表示する「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を整備し、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）へ予測情報の提供を行っています。

さらに、伊勢市以北の伊勢湾岸地域においても本システムを導入するため、気象業務法に基づく津波予報業務の認可を受けることができるよう、現在、必要な手続き等を進めています。



DONETによる海底観測網

5 海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策

県北部の海拔ゼロメートル地帯は、伊勢湾台風級の台風が襲来したり、大規模な地震が発生した場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されています。

こうした中、桑員2市2町（桑名市・木曾岬町・いなべ市・東員町）では、桑名地域防災総合事務所とともに構成する「桑員地域防災対策会議」で、当該地域の住民が自治体の枠を越えて円滑に避難する場合の、海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の検討を行い、令和3年3月に、当該地域における広域避難を円滑に実施するための「桑員地域広域避難タイムライン」を策定しました。

令和3年度は、同会議において、策定したタイムラインの具体的な行動内容の検討や図上訓練による検証を行っています。

6 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

令和元年5月に、中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正され、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

臨時情報発表時に県民の方々に適切な行動をとっていただけるよう、新聞・ラジオ等の媒体やシンポジウム開催を通じた普及啓発を行い、企業等に対しては「みえ企業等防災ネットワーク」を通じて、臨時情報発表時の従業員の安全確保など、企業がとるべき対応について周知を行っています。

また、臨時情報の運用開始に伴い、三重県では、臨時情報に対する防災対応について追記した「三重県地域防災計画」の修正を令和2年3月に行い、県内市町でも、令和2年度末時点で、20市町において「市町地域防災計画」の修正が完了しました。

令和3年度は、臨時情報に関して、県民や企業への継続的な周知啓発を行うとともに、「市町地域防災計画」の修正について、必要な助言などを行っています。

7 AI技術を活用した避難対策

発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報を、SNSとAIを活用しリアルタイムに収集するシステムにより、災害対策活動のさらなる強化を図るとともに、AIスピーカーシステムを導入し、避難を必要とする人が、避難に必要な情報を容易に収集し、より適切な避難行動につなげることができるよう取り組んでいます。

(1) AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化とSNS情報の活用

平成30年7月豪雨に関する岡山県の検証では、消防本部に寄せられた「越水」などの現場からの情報が県に伝わらなかった事例があり、こうした重要な情報を県が迅速に収集し、住民に伝えることができているれば避難行動につなげられていたとの指摘がなされています。

このような教訓を踏まえ、市町職員や消防団員等が現場で入手した情報を県災害対策本部のシステムに送信すると、AIが災害種別を分類し地図上にマッピングするシステムを導入し、令和2年9月から6市1町での暫定運用を行っています。

令和3年度は、県内全市町において運用を行い、県や市町の災害対策活動のさらなる強化を図るとともに、市町に対し円滑な避難行動を促すための情報提供を行います。

また、AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化の取組に加えて、SNSに投稿された情報からAIが災害情報を抽出するシステムを新たに導入し、災害等の情報を早期に幅広く把握できるよう取り組みます。

(2) AIスピーカー等を活用した避難情報等の提供

平成30年7月豪雨の被災者へのアンケートでは、31.8%の方が「家族等からの呼びかけが避難のきっかけになった」と回答しています。

このことから、高齢者等でも音声のみで容易に避難情報が入手できたり、離れて暮らす家族が高齢者等に避難を呼びかけることができるよう、AIスピーカーに位置情報の事前登録を行い、災害時に問いかけることで、登録位置に近い開設中の避難所をAIスピーカーが検索して、音声で回答するシステムを導入し、令和2年9月から運用を行っています。

令和3年度は、避難所開設情報に加えて避難指示等の発令状況についても提供できるよう機能改善を行い、適切な避難行動を促進するためのツールとしてより広く活用していただけるよう取り組みます。

8 迅速な対応に向けた防災情報の共有化について

災害発生時に迅速な災害対策活動が実施できるよう、「防災情報プラットフォーム」を用いて防災関係機関との情報共有を行うとともに、県民の皆さんへ防災情報の提供を行っています。

また、災害等の非常時に、NTT等の一般の回線が途絶えた際も通信を確保できるよう、「防災通信ネットワーク」を構築し、気象に関する情報や防災情報を関係機関に伝達しています。

さらに、地震発生時に迅速な初動対応が行えるよう、県内各地に震度計を配備した「震度情報システム」により、震度情報の収集を行っています。

1 防災情報プラットフォーム

(1) 概要

県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、共有・提供する仕組みである防災情報プラットフォームは、防災みえ.jp ホームページ、メール等配信システム、防災情報システムで構成されています。

① 防災みえ.jp ホームページ

県が収集した気象に関する情報や地震・津波情報、ライフライン情報等の防災情報を県民等に提供しており、文字による情報に加え、避難所開設・閉鎖情報、避難情報（避難指示等）については、地図を活用した情報提供も行っています。

② メール等配信サービス

登録者にメール、SNS（Twitter およびLINE）によって、気象に関する情報や地震・津波情報等の提供を行っています。

また、令和2年4月からは、三重県とヤフー株式会社が締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、Yahoo!防災速報での防災情報等の配信を行っています。

○令和3年4月30日時点の各登録者数

・メール配信	42,097人
・Twitter	3,482人
・LINE	18,054人
・Yahoo!防災速報	368,920人

③ 防災情報システム

県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、災害対策活動に活用するとともに、関係機関で情報共有するためのシステムです。

なお、収集した情報はLアラート（災害情報共有システム（総務省所管））を通じて報道機関へ配信され、県民の皆さんへはテレビやラジオを通じて情報提供されます。

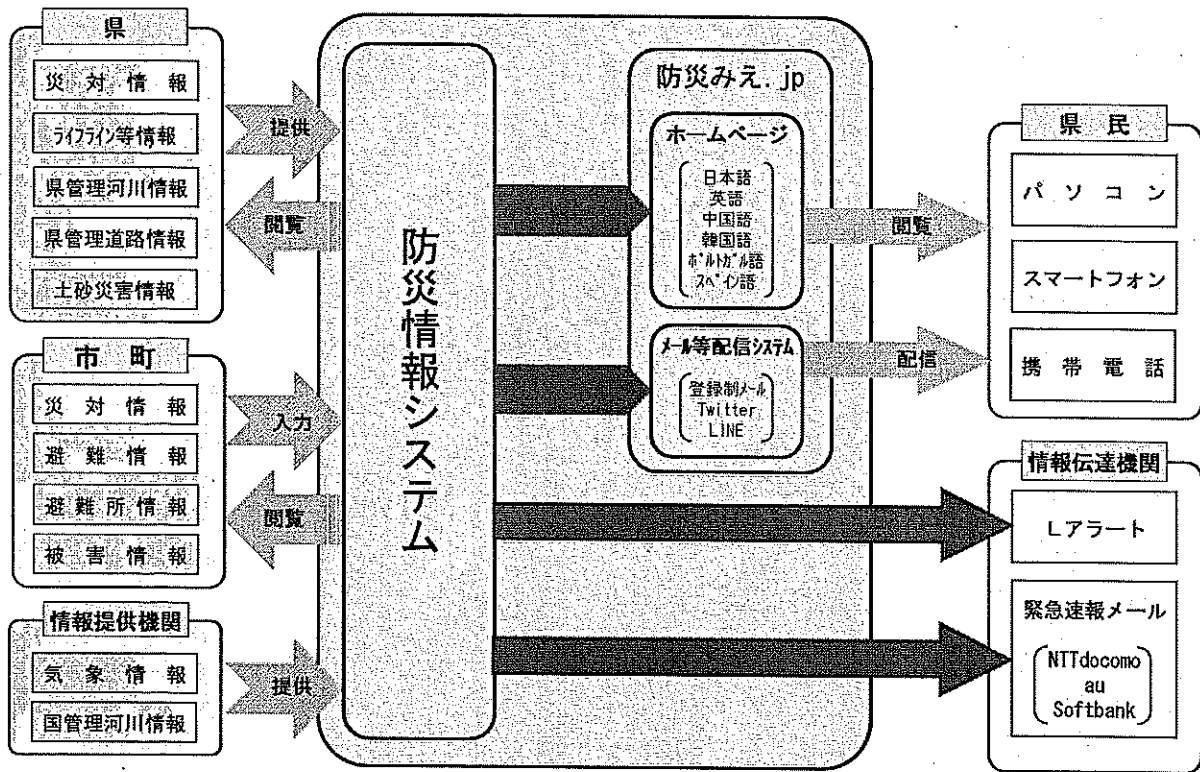
(2) 令和3年度の取組

引き続き、防災みえ.jpのホームページやメール、Twitter、LINEを活用して、県民の皆さんにわかりやすい表現で適切に防災情報を提供していきます。

なお、より使いやすくなるよう継続的に改善を行うこととしており、特にメールについては、これまでの配信内容に、竜巻注意情報、避難所開設・閉鎖情報及び避難情報（避難指示等）を加えた、新たなメール配信システムを構築します。

また、災害発生時に、救援物資などを必要とする病院を支援するため、EMIS（広域災害救急医療情報システム（厚生労働省所管））に登録された病院の被災状況が、自動的に防災情報システムに反映されるよう改修を行います。

防災情報プラットフォームの概要



2 防災通信ネットワーク

(1) 概要

防災通信ネットワークは、地上系及び衛星系防災行政無線ならびに有線系通信設備で構成され、災害等の非常時に、一般の回線が途絶えたときの防災関係機関相互の通信を確保するため、県庁舎、市町及び消防本部庁舎、警察署、災害拠点病院、国関係機関等に設置しています。

① 設置状況

設置場所(機関名)	設置機関数	設置箇所数		
		地上系	衛星系	有線系
県庁舎等	13	13	10	13
中継所	—	23	—	—
端末局	119	135	52	75
(内訳)				
市町	29	46 ^{※1}	29	45 ^{※1}
消防本部	15	15	15	16 ^{※2}
警察署関係	19	19	1	0
医療関係	21 ^{※3}	21 ^{※3}	4	0
報道関係	3	3	0	0
県地域機関、県関係	19	19	0	12
国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0
合計	132	171	62	88

※1 市町の地上系および有線系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

※2 消防本部の有線系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、消防本部から離れた消防指令センターにも設置している所があるため

※3 令和4年度に、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センターの3箇所(平成29年以降、災害拠点病院に指定)に地上系が追加され、21箇所となる予定

② 各設備の特徴

ア 地上系防災行政無線設備

山上等に設置した中継局を介して、防災関係機関に設置した固定局および車等に設置した移動局が相互に音声通信を行う無線通信設備です。

イ 衛星系防災行政無線設備

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関に設置した固定局や可搬型の無線設備が相互に音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できます。

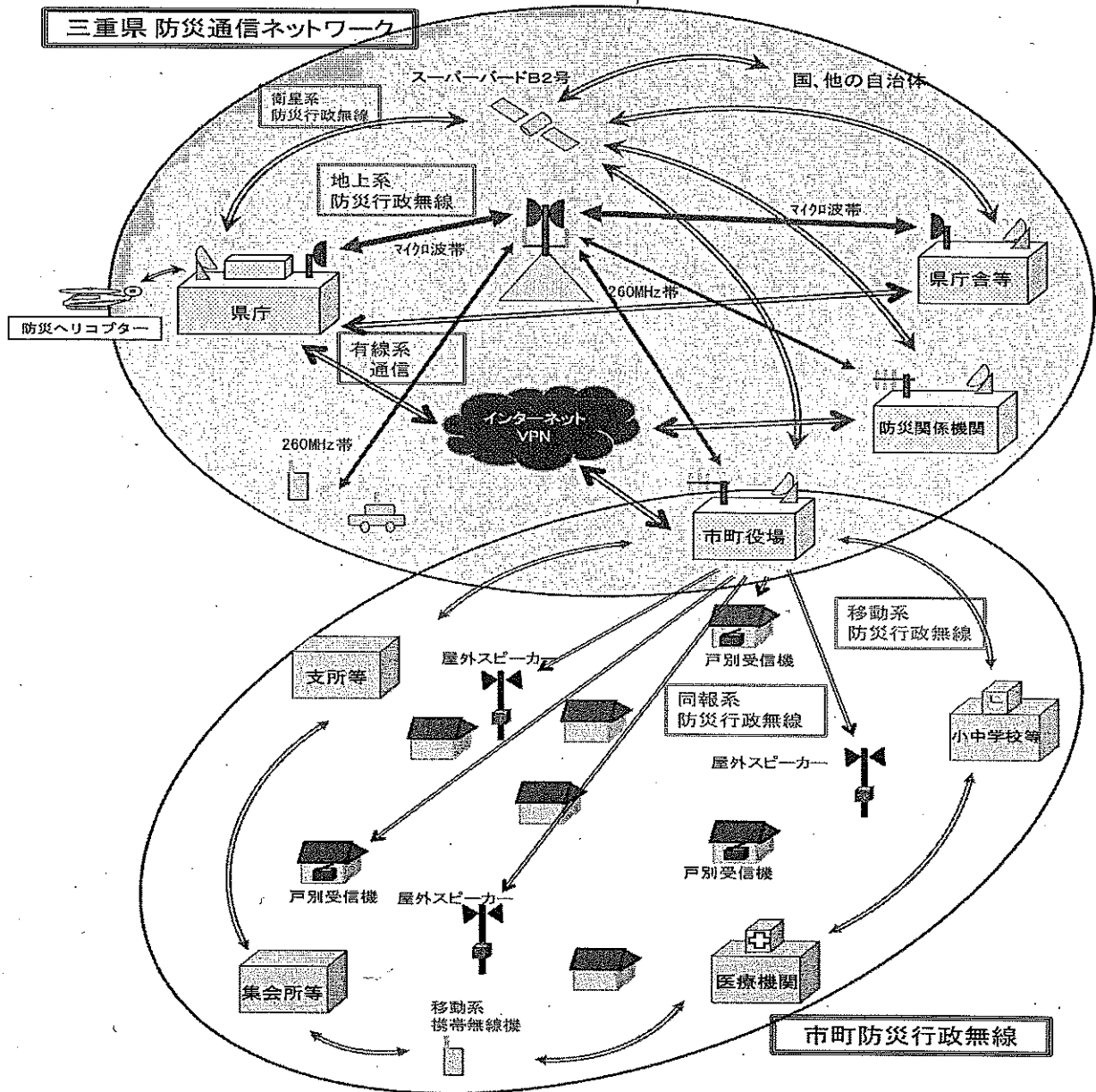
ウ 有線系通信設備

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 令和3年度の取組

地上系防災行政無線設備および有線系通信設備は、機器の老朽化や電波関係法令の改正に対応するため、令和元年から令和4年度にかけて設備の更新を行っているところであり、令和3年度は、市町関係施設等に係る更新工事を実施します。

「三重県 防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



(参考) 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として整備しているものです。

現在、29市町のうち、28市町が同報系無線（同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応）を、29市町が移動系無線を整備しています。

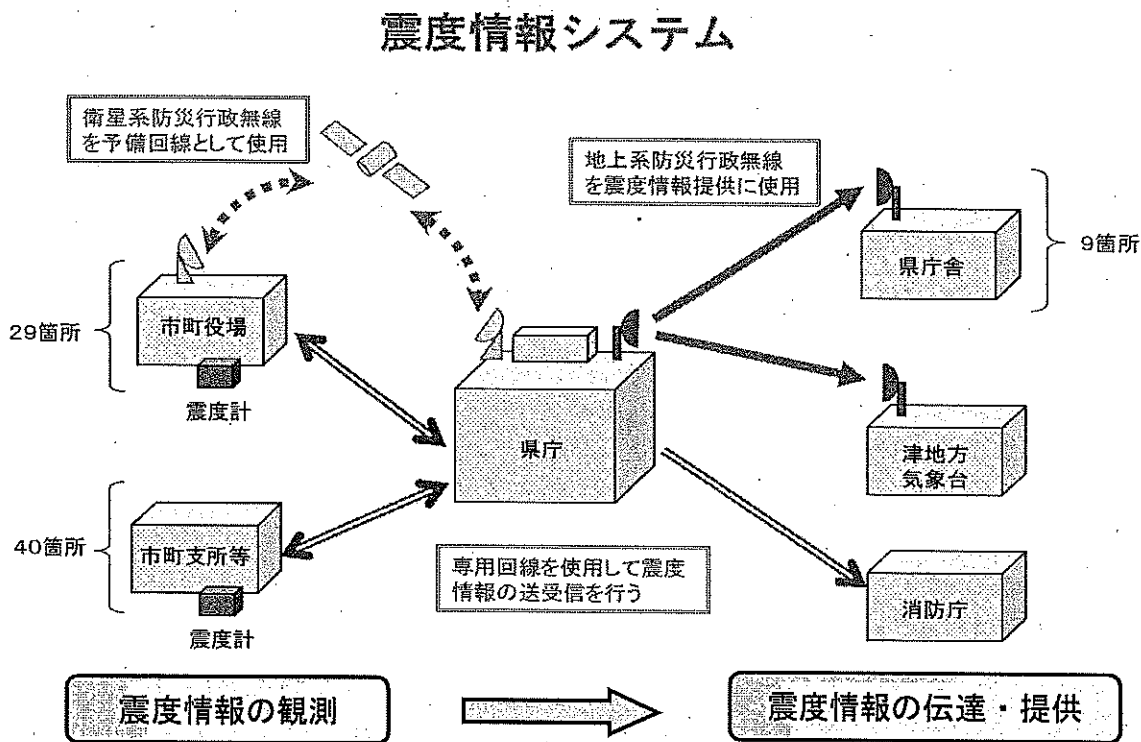
3 震度情報システム

(1) 概要

震度情報システムは、県内の市町および支所等の 69 箇所に設置した震度計で震度情報を収集するもので、その情報は災害対策本部における被害状況の推定および初動対応の検討等に活用するとともに、気象庁および消防庁にも提供しています。

(2) 令和 3 年度 の 取 組

平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、サーバーと 69 箇所に設置する震度計の更新を完了したところであり、地震発生時に迅速な初動対応が行えるよう、引き続き適切に維持管理を行います。



(参考) 気象庁、消防庁に送信される震度情報について

気象庁では、気象庁が設置している震度計、全国の都道府県が設置している震度計および国立研究開発法人 防災科学技術研究所が設置している震度計による震度情報を集計し、データの検証を行ったうえで、一般に公表しています。

また、消防庁では、全国の都道府県が設置している震度計による震度情報を集計し、被害状況の推定および初動対応の検討に使用しています。

9 危機管理の推進について

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や、県民の信頼を損なう事態を「危機」ととらえ、全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組んでいます。

1 三重県危機管理方針等

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」および「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

2 危機管理体制

平成24年度から、多岐にわたるリスクに対して、より一層、的確な対応を図るため、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機発生時における各部局横断の強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、危機管理体制を強化しています。また、平成25年度には、「危機管理地域統括監」を設置し、地域における危機管理機能を強化しています。

さらに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、「危機管理責任者会議」の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じ危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

なお、防災対策部は、令和2年3月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置された「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総合対策部として、感染症対策に係る総合的な方針の立案や本部員会議の運営等を行っています。

3 危機管理に係る取組

(1) 防災対策部の主な取組

①危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監から知事へ迅速に報告を行うとともに、各部局等に対し、その処理対応について助言、調整等を行っています。

②発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じることとしています。

③リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページや庁内メールを活用し、危機管理に関する情報等について全庁へ情報共有を行うことにより、危機発生の未然防止を図っています。

④危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

⑤研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施

イ 課長等（本庁の課長および地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

(2) 令和3年度の取組

各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。また、引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

4 内部統制制度

地方自治法の改正により、すべての都道府県及び指定都市において、令和2年4月1日から内部統制制度の導入が義務付けられたことを受け、本県においても、業務を適正かつ効果的に行うための仕組みとして、内部統制制度が導入されています。

本県の内部統制体制については、総務部が内部統制体制の整備及び運用を推進する役割を担い、防災対策部は、内部統制の整備・運用状況について評価を行う役割を担っています。

令和3年度は、「内部統制評価報告書」の作成及び監査委員への提出、監査委員の審査意見を付した内部統制評価報告書の議会への提出及びホームページでの公表を行います。

10 国民保護の推進について

武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするための措置を的確かつ迅速に実施するため、県や市町等の有事への対処能力向上等を目的とした訓練を実施するとともに、「三重県国民保護計画」に基づき、避難施設の指定等の取組を進めています。

1 国における関係法令等の整備

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

2 県における国民保護計画の作成

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行っています。(直近では、平成 29 年 12 月に国基本指針が新たに変更されたこと等をふまえ、平成 30 年 4 月に県国民保護計画を変更しました。)

3 県における国民保護訓練の実施

緊急処理事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。昨年度は、令和 3 年 1 月に国、市町、関係機関との共同図上訓練を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の県内外の感染状況を踏まえ、実施を取りやめました。

令和 3 年度は、市町職員を対象とした検討会方式の訓練を国と共同で実施するとともに、市町、関係機関との共同による図上訓練の実施を予定しています。

【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30、令和元年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・弾道ミサイルを想定した住民避難訓練：平成 29 年度

4 ^{ジェイ・アラート} J-ALERT*の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段であるJアラートが県内すべての市町に整備されています。

今年度は、全国一斉情報伝達試験が3回（令和3年5月19日、10月、令和4年2月）実施されるため、これらの試験を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合の対処について、Jアラート作動と同時に、知事を本部長とする「三重県危機対策本部」を設置し、初動対応にあたることとしています。

*J-ALERT（全国瞬時警報システム）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、地域の実状をふまえ、市町と連携・協力し、避難施設の指定を行ってきたところです。

引き続き、より多くの避難施設を指定するよう取組を進めます

【避難施設の指定状況】

令和2年4月1日現在： 施設数 1,933 施設 収容人数 3,166 千人